

従来、役対職工人一般職工以上、
給付=非常ノ懸隔アリ。今後僅少ノ
差額ヲ支給セリキ7。

7. 一般職工=対スル歩増ヲ役対職工
ト同等ニテ支給セリキ7。

8. 今回ノ件ニ付テ職工ヲ解職セリキ7。

以上。

提出 10. 9. 30.

7. 同前。

8. 會社ノ規則ニ進取セリキ7。限リ
本件ニ關聯シテ解職セズ。

以上。

前回ノ支給額 (10. 11. 19. 迄)

半年未滿 200円 1年未滿 300円 1年半未滿 400円

2年未滿 500円 2年半未滿 600円

3年未滿 700円 3年以上 800円

年=1人宛 17円。

解職者。本件ニ由。委員副實施セズ。

要 求 案

10. 10. 5.

〇告知時計電機株式會社。

1. 団体交渉権ヲ確認セリキ7。

2. 工場委員制及ノ數ヲ工ト

ノ工場委員會。労働者6名。會社側

4名トス。

(ロ) 工場委員被選舉權。労働者=

ニ入社後6ヶ月ニテ生シ選舉權

。労働者全部トス。

(ハ) 工場委員會。決議權限。左ノ

各項。通りトス。

(ニ) 労働時間。

(ホ) 労働者就職解雇。

解 決 案

10. 10. 10.
10. 10. 14.

1. 未定時期ニ非ズト認ム。

又。調査研究中ニ付テ留保。